

◆研究論文◆

# 来るべき「欧州連邦」

その歴史性と現在

"European Federation" to Come  
Its historical situation and present

中嶋 洋平

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程

Yohei Nakashima

Doctoral Program, Graduate School of Media and Governance, Keio University

欧州統合の将来形態を巡っては連合を支持するフランスと連邦を支持するドイツが対立してきた。憲法条約が決議された現在、EUでは「諸国民国家の連邦」という将来像が現れている。欧州と諸国民国家が並立する連邦は、EU条約に市民権規定が盛り込まれ、欧州市民というステータスが誕生したことによって、実はすでにその輪郭を現している。法的・政治的ステータスたる市民が公民権を行使する欧州は法的・政治的領域であり、文化的領域たる諸国民国家と併存する。またこの欧州の姿はフランス的「ナシオン」理念を追求した先に見える。

Concerning the future form of European Construction, France has traditionally supported a confederation while Germany has sought a federation. However, the EU has adopted its constitutional treaty and resolved the question by declaring that the form would be a "Federation of Nation States". The contours of this form of federation, where Europe stands alongside nation states, have in fact already been revealed with the introduction of the status of European citizen when regulations for European citizenship were included in the Maastricht Treaty. Europe is a legal and political territory where citizens having legal and political status exercise their citizenship, whereas nation states are cultural territories. This type of Europe is created when the French idea of "nation" is rigidly applied.

Keywords: 連邦と連合、欧州市民、国民国家、主権、普遍的人権

## 1 はじめに

本論の目的は、世界史の実験とも言われる欧州統合のアクチュアリティの分析に政治哲学的観点を導入することにより、その歴史的意義をより一層確認することにある。欧州統合の深化・拡大の時代、来るべき「欧州連邦」の姿が徐々に明らかになっていくに連れて、既存の国民国家はその存在理由が問い直されると同時に揺らいでいるように見えて、実のところ消滅する気配も無く今なお確固たる地位を維持している。果たして欧州の将来は、国民国家の時代と断絶したところに見い出せるのか否か。実は国民国家だけではなく、欧州の将来像として見え始めた統合形態の定義もまた再考を迫られているのである。

## 2 連邦か連合か：二つの国民理念を巡る揺れ動き

### 2.1 1994年ドイツCDU/CSU提案と伝統的連邦論

1994年、当時のドイツの政権与党キリスト教民主同盟及びキリスト教社会同盟（以下CDU/CSUと表記）の議員団はヘルムート・コール（Helmut Kohl）連邦首相の側近二人<sup>1</sup>が主導した、欧州連邦国家の建設を視野に入れた統合論を提示した<sup>2</sup>。この前年、マーストリヒト条約批准をめぐる各国の国民投票の中で、フランスにおける賛否拮抗した結果は欧州共同体（以下ECと表記）加盟国全体にショックを与えていた。

CDU/CSU議員団はこの提案の中で既存の国民国家を「抜け殻<sup>3</sup>」と表現し、そのような「抜け殻」を解体することで主権を持つ欧州連邦を創設することを主張した<sup>4</sup>。

欧州統合の将来形態については、CDU/CSU提案のような連邦（Federation / Fédération）と既存の国家による比較的緩やかな連合体を目指すという連合（Confederation / Confédération）が考えられてきた。国際政治上でも影響力を持つ欧州の大国、すなわち英仏独三国のうち、ドイツが連邦論を積極的に主張するのに対し、英仏は連邦論に懐疑的であり連合論を支持してきた。もちろん一口に連合論と言っても、欧州統合を独自外交の手段とするフランスと、かの

シャルル・ドゴール（Charles de Gaulle）に「トロイの木馬」と呼ばれるほど米国との「特別な関係（Special relationship）」を重視してきた英国との間に温度差があることは言うまでもない。

こうして欧州統合に自国の未来を賭けるような仏独こそが統合の牽引役を自他ともに認められてきたわけだが、まさにフランスの元蔵相で当時の欧州連合（以下EUと表記）委員長ジャック・ドロール（Jacques Delors）がCDU/CSU提案を「フランス人宛の書留書簡<sup>5</sup>」と表現したように、CDU/CSU議員団は統合推進の“パートナー”たるフランスに対して状況を打開すべきと連邦論を訴えかけたのだった。

提案者の一人はわざわざパリを訪れ、自らが想定する「欧州中核<sup>6</sup>」というものが一つの国家である諸国家の連合ではないということを強調した。CDU/CSU提案によって国民国家が解体されるなら、国民国家を基本的単位としてきたEUの領域は「地域」を基盤として再編され、こうして「地域からなる欧州」に変容することになるだろう。

ドイツが連邦論に固執するのは、「現代のジャコバン<sup>7</sup>」の一人とも呼ばれるフランスの左翼政治家で反連邦論の代表的論者でもあるジャン＝ピエール・シュヴェヌマン（Jean-Pierre Chevènement）の言葉を借りれば、「連邦はドイツの伝統的な形態なのだから<sup>8</sup>」であろう。ドイツの連邦制度において「地域」からなる「ラント（Land）」（＝「州」）は文化高権など中央政府（連邦政府）から独立した多くの権限を保持している。ドイツの国民概念を示す特徴的な用語として「フォルク（Volk）」は有名だが、「フォルク」はドイツの民族性や文化性だけでなく、「地域」の民族性や文化性も付帯している。従ってドイツの連邦論においては、連邦の構成員は単一の欧州人民としての属性を持った上で、各地域に属する人民としての属性も持つことになる。

欧州に限らず世界のあらゆる場所において見られた事象であるが、国民国家が成立する際、ある「地域」が国境によって分断されたり、また地域的特性が国民国家の統合過程で少なからず抑圧されるということがあった。しかし現代に至り地域主義運動という形で自らの存在を活発に表明している「地域」が多々

存在する。こうした状況の中で国民国家は制度的限界に向かい合っているのがあって、ドイツが考える地域モデルは地域主義運動に込め得るものとして扱われる。国民国家を解体し地域単位で欧州を再編することは、実は単に国境等によって小単位に分割されてしまった元来の地域文化圏を再度人為的につなぎ合わせる試みとも言える<sup>9</sup>。

しかしフランスは「地域からなる欧州」という連邦論を問題視し、CDU/CSU 提案に消極的姿勢をとった。何故フランスは連邦論に消極的であるのか。例えばフランスの歴史家ミッシェル・ヴィノック (Michel Winock) は欧州統合の深化・拡大の中で「一つの不安が我々の国にとりついている。もし、欧州が我々のアイデンティティの墓場だとしたら？」と叙述した<sup>10</sup>。また例えばシュヴェヌマンは、連邦論や統合問題そのものによって、フランスが「共和制モデルの根源的危機」に向かい合っていると表現した<sup>11</sup>。実は伝統的な連邦論というものはフランスの国民統合の理念を否定し、フランスに国家の危機をもたらし得るものとなる。すなわちこのような仏独間の意識の差は仏独の国民理念 (フランス的「ナシオン (Nation)」とドイツ的「フォルク」) の違いに起因するものであり、そしてこの二つの国民理念は単に両国の特殊な文化というレベルを超え、国民国家が誕生して 200 年の歴史の中で形成されてきた国民という存在についての代表的理念である。

## 2.2 理念型国民統合理念とフランス共和国

国民国家を巡る議論の中でも、ベネディクト・アンダーソン (Benedict Anderson) の『想像の共同体 (Imagined Communities)』は有名であるが、彼が言うように「ネーション (nation)」を「イメージとして心に描かれた想像の政治的共同体」と定義するなら、それは社会契約に基づいて構築されるものとイメージされるデモス (demos) なのか、それともしばしば自然の所与として提示されるエトノス (ethnos) なのか、すなわち国民なのか民族なのか……どちらにも当て嵌まってしまう。ネーションが作られた神話であるとはいえ、先に述べたドイツ的「フォルク」とこれから述べるフランス的「ナシオン」という国

民理念の二義性が不明瞭なままである。

その中でも現代フランスにおいて、国民理念の明確化に多大なる貢献をした人物として社会学者ドミニク・シュナペール (Dominique Schnapper) がいる<sup>12</sup>。1789 年のフランス革命において「人及び市民の諸権利に関する宣言 (La Déclaration des droits de l'homme et du citoyen)<sup>13</sup>」が発布され、「普遍の人間」と「政治的単位」としての「市民」が創り出されたわけだが、シュナペールの表現を借りれば、革命から現在に至るフランス、とくに第三共和制以降のフランスにおけるネーション形成は、「市民の共同体 (La communauté des citoyens)」の形成過程と呼び得る<sup>14</sup>。

ではここでいう「市民」とは何か。「市民」とは立憲主体としての人民を構成する平等で自律的な個人である。古代ギリシャにおいて奴隷と区別される特権者としての市民ではなく、外在的な権威に服し、立憲主体という自覚を持ってない臣民とも区別されるだろう。また「市民」を構成する個人の平等とは経済的平等を第一に指し示すわけではなく、政治参加において個人が所与の属性によって差別されないという意味での平等である。つまり、「市民」は人種、民族、信条、性別等、「自然的」ないし「文化的」な所属を超越した普遍的ステータスであり、政治に参与する「政治的」単位として、所属によって分類されることも、国家によってその所属が問われることもない。従って「市民の共同体」では、人種、民族、宗教、性別といった「特殊性」を基にして集結するグループは一切、「政治的レベルにおける認知」から排除される。この「市民」を単位としてフランス国民は形成される。もちろん「政治的」レベルを離れた私的な領域において自らの「特殊性」や他者に比較しての差異を標榜することは一切問題とはならず、それは社会の多様性として認知されなければならない。「政治的」レベルにおいて与えられた所属を超越するという原理 (普遍主義的理念) は、文化的多元性の確保を否定する原理ではない。

こうして構築される「市民的国家」は「政治的統合体」である。「政治的」という意味で単純に制度・機関のような道具としての国家を示すわけではない

と強調しておかねばならない。また「政治的」という文言は、ここでは「法的」とも表現され得るだろう。

このような国民のあり方はしばしば「主意主義的」と形容される。国民が「意志」を持って国家を形成し主体的に政治に参加するからこそ、国家の行動は正統性を持つのである。また市民は自由な「意志」によって国家を形成するが、国家に従属することは決してない。

そしてシュナペールは「市民の共同体」と「文化的」な所属（ここでは民族）との関係を峻別する。つまり国民は民族と同義ではない。民族はエスニック・アイデンティティに基づく共同体を保持し、その共同体は歴史によって作られ、そこで醸成された文化は民族の「特殊性」を表現するものとなる。しかしそこに政治的領域を構築しようという「意志」は必ずしも存在しない。もちろん国民もまた革命以来の歴史が醸成したものである。しかし「特殊性」を超越し政治的権利を付与された「市民」が、「市民の共同体」という政治的領域を構築しようとする「意志」によって結び付けられることで、国民は構成される。たとえ民族が国民を形成しようと望んだとしても、「特殊性」を超越した「市民」と無関係である限り、民族が近代的な意味における国民を形成することは不可能である。

国民を私的な所属によって分類し、各グループを政治的単位として認知したならば、そこではグループ間の権利をめぐる衝突が絶えないであろう。「文化的」な所属は一つではなく、グループの分類は果てしなく続いていく。冷戦後のバルカン半島など、国家がこうして機能不全に陥った例も数しれない<sup>15</sup>。

### 2.3 国民理念の二分法とその非絶対性

国民理念は大きく二つに分けられる。すなわち先に述べたドイツ的「フォルク」とこのフランス的「ナシオン」である。

ドイツの連邦論に従えばシュナペールが「市民の共同体」と表現する「法的・政治的統合体」フランスは複数の地域単位に分割されることになる。国民国家解体論は、「血」（民族、文化）ではなく、「政治体」（政治的理念）として構築されたフランスにおけ

るフランス国民の連帯感、そしてフランス共和国があって初めて存在し得るフランス国民としてのアイデンティティにとって溶解剤のように作用する。

他方、三十年戦争などの政治的混乱により近代の国家統合に乗り遅れたドイツは、フランスの「文明 (Civilisation)」に抗する形で「文化 (Kultur)」を自らの価値として標榜することになった。

ドイツの国民理念を語る際しばしば引用されるのがヨハン・ゴットリープ・フィヒテ (Johann Gottlieb Fichte) による『ドイツ国民に告ぐ (Reden an die Deutsche Nation)』である<sup>16</sup>。彼はネーションの核を言語という文化的同一性であるとし、ドイツ国民を中世以来の文化を継承するものと位置づけ、ナポレオンのフランスに敗北して意気消沈したドイツ人に民族的自覚を訴えた。ドイツにおいては、ロマン主義的思潮の中で、「フォルク」は自然の所与としてのエトノスとされ、民族・文化・血統に基づく国民理念がより一層強まっていくことになる<sup>17</sup>。つまりドイツ文化を担い、後世に継承することができるのは、ドイツ民族だけであり、そしてドイツ民族が国民を構成すると思われられる。もちろん先に触れたように、ドイツの地方は地方毎に宗教や生活様式等の違いによる多様性を持つのだが、そのような多様性が最後には行き着きまとまる総体としてのドイツ民族やドイツ文化の存在が想定される。そしてドイツ人のアイデンティティにはどの地域に所属しているかというアイデンティティも付帯されている。

この思考を土台として、「特殊主義」的理念に基づく排他的共同体としてのドイツが構築される。ドイツという国家への参加の意思がなくとも文化的・生物学的同質性がドイツ国民であることを裏付け、逆にドイツへの参加を強く望んでも所属の差異によって排除される。確かにドイツの国籍法は、何十年もドイツに住んだ外国人でさえ国籍取得は容易ではなく、しかし過去に外国へ移民したドイツ民族の帰還は奨励されるという「血統権」を掲げてきた。「血統権」は「血によって生ずる権利」であるが、人類学者エマニュエル・トッド (Emmanuel Todd) の表現を借りるなら、「正真正銘のドイツ人であるということは、ただ血統のみに由来するもので、具体的な

言語的ないし文化的資格が要求されることはないのだから、この場合の血の権利は比喩的なものではなく、文字通りの血の権利<sup>18)</sup>である。

しかし、ナシオンとフォルクという国民理念がその代表的なものであることは事実であるにしても、二分法自体は絶対的なものではなく、極めて相対的であるということには留意せねばならない。例えば第二次世界大戦後のドイツではユルゲン・ハーバーマス (Jürgen Habermas) による「立憲愛国主義」のような普遍主義的理念を含む言説が登場してきた。また先述のフィヒテも冷静に読み直せば文化的同一性の重要性を訴えつつも、ドイツ国民になる要件の一つとして「自由の価値を重んじる者」を挙げるなど、血統と価値との間での揺れ動きを見せている<sup>19)</sup>。ドイツにおいてもそこにはフランス的「ナシオン」理念と呼び得るものの存在を見ることは可能である。そして2001年にはついにドイツの国籍法が「血統権」に基づくものから「生地主義」を含むものに改正された。

つまり歴史の中でフランスでは「ナシオン」型が優勢で定着し、ドイツでは「フォルク」型が主流となったのだ。従って欧州統合の深化・拡大によって国民国家の存在理由が問い直されれば、自ずから二つの国民理念の間でのアイデンティティの揺れ動きが見られるようになるのは尤もなことだった。

### 3 統合の将来形態の第三の道

#### 3.1 2000年フィッシャー提案以降の仏独関係

2000年5月、ヨシュカ・フィッシャー (Joschka Fischer) 独外相がフンボルト大学での演説において自らの統合論を発表すると、CDU/CSU 提案以後下火となっていた仏独間の議論が俄に活発化していった。フィッシャーの認識では、これまでの欧州は明確なる将来ビジョンを持っていない状況にあり、彼はこの提案をもって統合の将来ビジョンに関する議論を再び欧州に巻き起こそうとしたという。2000年はフランスがEU議長国に就任することが予定されており、フィッシャーはまさにそのような機会をねらって統合論を発表したのだった<sup>20)</sup>。

フィッシャー提案を詳細に見直すと、それが旧来

のドイツの連邦論とは異なるものであることが分かる。まずフィッシャーは基本的に、CDU/CSU 提案のような旧来の国民国家に代わって主権を持つ欧州連邦をつくるというビジョンを現実にそぐわないものと見なす<sup>21)</sup>。そして彼が援用したのがドロールによる「諸国民国家の連邦 (La fédération des Etats-nationaux)」というビジョンだった<sup>22)</sup>。

1995年、ドロールはドイツの雑誌インタビューにおいて自らの欧州統合のビジョンを発表し、それを「諸国民国家の連邦」と表現した<sup>23)</sup>。ドロールは欧州統合の「中興の祖」とも呼ばれ、欧州統合の深化・拡大に多大な貢献を果たした。そのようなドロールが既存の国民国家を解体することなく、欧州に国民国家を基盤とした連邦制を導入するというビジョンを発表したわけだが、彼のビジョンには「二律背反」であるというような批判が向けられた。

連合も連邦も含めて欧州統合のような国際的な国家結合は政治学的には「並列的国家結合」に分類される<sup>24)</sup>。国家連合はある条約によって複数の国家が連合することで成立するわけだが、連合を構成する諸国家こそが国際法上の法主体であり、かつ主権国家であり、そこで成立した連合体は法主体ではなく国際機関に過ぎない。連邦国家は複数の国家が連合することで成立するという段階までは国家連合と同等である。しかし連邦国家は国際法上の法主体であり、中央政府を持つ主権国家である。この連邦国家を構成する諸国家は国際法上の法主体としての立場を失っている。そして連邦国家では主権の最も重要な要素である憲法制定権力を保持する単一の人民の存在が想定され、連邦国家の国家権力は対内的に最高性を持つ。主権国家を維持しながら本来主権国家であるはずの連邦を構築するという「諸国民国家の連邦」は政治学的整合性を著しく欠いている。

従ってフィッシャーやドロールらは主権の単一性を改め、マーストリヒト条約にも明記された「補完性 (Subsidiarity / Subsidiarité) の原理」によってEUと国民国家の間で主権を分割しようという<sup>25)</sup>。ローマ教皇ピウス11世によって初めて用いられたこの原理は、「下位のレベルにおいて解決できないことのみを解決を上位のレベルにおいて行うこと」と定

義され得る。しかしこれはEUと国民国家との間で役割を分担することを意味するであろうが、果たして単一不可分であるはずの主権が分割し得るものなのかについてはより一層の理論的検証が必要である。

フィッシャー提案以降、2000年6月のシラク仏大統領提案、2001年5月のシュレーダー独首相提案(与党・社会民主党提案)及びジョスパン仏首相提案と仏独両国の首脳レベルにおいて、欧州統合の将来像を巡って活発な意見交換がなされた<sup>26</sup>。その中で2003年1月にはパリでの仏独首脳会談において、いわゆる「双頭の大統領制の欧州」と呼び得る統合ヴィジョンが提示された。国民国家の代表(首脳)によって構成される欧州理事会が選出する大統領と欧州市民の選挙によって成立する欧州議会が指名する大統領は、それぞれ国民国家連合の領分、「欧州連邦」の領分を代表し、この二人の大統領の存在によってドロール流の「諸国民国家によって構成される連邦」という統合形態が現れる<sup>27</sup>。もちろんこれはフランスの連合論とドイツの連邦論の折衷案、言い換えれば妥協の産物であるとの批判もあるだろうが、連邦でもなく連合でもない方向性を模索することが諸状況を鑑みれば極めて現実的であるということをより評価してもよいであろう。

### 3.2 2004年憲法条約における欧州のガヴァナンス

2001年のラーケン欧州理事会によるラーケン宣言(Laeken Declaration / La Déclaration de Laeken)が、「市民が期待するものは、より多くの成果であり、具体的な問題に対するより良い解答であり、そして欧州“超国家”ではなく、全てを融合した欧州諸機関でもない。」と謳っているように<sup>28</sup>、国民国家を解体した上での連邦という形態が導入されるのが非現実的であることは疑うべくもないし、さりとて連合のまま足踏みするのも不十分である。ラーケン欧州理事会の後、ヴァレリー・ジスカール＝デスタン(Valéry Giscard d'Estaing) 仏元大統領を議長として設置された「欧州の将来に関する会議(Convention on the Future of Europe / La Convention sur l'avenir de l'Europe)」で議論され、その後政府間会議を経て2004年に決議された憲法条

約(Constitutional Treaty / Le traité constitutionnel)は、フランス及びオランダでの批准投票での否決という結果により宙に浮いてしまったわけだが、そのガヴァナンスの構造がEUの積み重ねてきた議論の一応の集大成であるという意味で非常に重要である。憲法条約は「民主主義の赤字」のような諸矛盾、諸問題を解決することを目的とし、EUの連邦的性格をより強めることになるであろうが、一方でEUは依然として連邦国家ではなくさりとて単なる連合でもない曖昧な状態にあり、統合形態の意味や捉え方は加盟国毎にいかようにも解釈され得る<sup>29</sup>。国民国家200年の歴史や、そこで形作られてきた文化などは、その国家の人民にとって重要な価値を持つ。従って、そのような多様性の上で欧州統合を進めていかなければならない。憲法条約前文ではこのことを「多様性の中での統合」と表現している。しかしEUに設置されようとしたガヴァナンスの構造に注目すればフィッシャー提案以降の仏独間において合意に至ったようなドロール流の「諸国民国家の連邦」と呼び得るものが見えてくるのではなかろうか<sup>30</sup>。

EUと国民国家の関係を見るならば、第1条1項において「諸加盟国は共通の目的を達成するために一部の権限をEUに委譲する」とあるように、EUの領域は諸加盟国をその単位として持ち、諸加盟国は一部の専属的権限を保持するわけだから、この結果諸加盟国が解体されることはない。主権国家からEUに対する主権委譲という意味で連邦主義が強まったようには考えられるが、一方でどこにも連邦という表現は用いられておらず、強いて言えば共同体的基礎(Community basis / le mode communautaire)という程度の語句が見受けられる程度であり、EUにおける主権国家の存在は依然として重要である。

諸機関についての規定に注目すれば、EUの領域(連邦領域)と国民国家の領域の並立構造、もしくは連邦論と連合論の折衷案的状况がより明らかになる。

欧州理事会は、これまで通り加盟各国の首脳によって構成され、特定の案件を処理する場合は、加盟各国の担当閣僚から構成される閣僚理事会が設置される。つまり欧州理事会の専権領域は国民国家連合としての性格を有している。そして欧州理事会は

以下二つの重要な権限を保持する。つまり議長(大統領)(President of the European Council / Le président du Conseil européen)の選出(第22条1項)と外務大臣(Union Minister for Foreign Affairs / Le ministre des Affaires étrangères de l'Union)の選出(第28条1項)である。議長は連合を共通外交・安全保障の分野で対外的に代表し、欧州委員長の同意の下で欧州理事会を運営する。外務大臣はEUの外交・安全保障政策を担当し、欧州委員会の副委員長を兼任する。

欧州議会は連合の市民の代表によって構成される(第20条2項)、言わば欧州連邦的領域を現すものである。欧州議会は、閣僚理事会と協力しながら、連合の法律策定に関わる。そして欧州議会は欧州理事会が欧州議会選挙の結果を考慮した上で選考した欧州委員長候補を多数決の投票によって選出する。選ばれた欧州委員長(President of European Commission / Le président de la Commission européenne)が代表する欧州委員会は、外交・安全保障を除く分野、すなわち内政と呼ぶことが可能であろう分野において主たる役割を果たし、連合を対外的に代表する(第26条1項)。

連合には欧州理事会議長と欧州委員長という二人のPresident/Présidentが存在するが、憲法条約の規定によれば、欧州理事会議長の方が欧州委員長に比べて権限が強く、従って議長が委員長に対して優位にあるのは間違いない。これを2003年仏独提案で示されたような「双頭の大統領制」と呼ぶべきか否かは議論の分かれるところであろうが、その選出方法に注目すると、一方の欧州理事会議長が諸国民国家を、もう一方の欧州委員長が欧州市民を代表すると見ることができる。また欧州理事会及び欧州理事会議長の優越性によって、主権国家の重要性は担保されている<sup>31</sup>。

このようなEUに生きる諸個人は、諸国家の国民として各国において参政権を行使すると同時に、欧州レベルにおいては欧州市民としても参政権を行使するが、こうして「諸国民国家の連邦」においては、それぞれの公民権が行使された結果として、二人のPresident / Présidentが選出されると言える<sup>32</sup>。

### 3.3 個人の地位—国籍と欧州市民権—

さらに一定の主権を有するEUと、同様に主権を有する国民国家との間における諸個人の地位について考えていこう。憲法条約第10条において「ある加盟国の国籍を有する全ての人間は連合の市民権を有する。連合の市民権は当該加盟国の市民権に加わり、取り替わらない」と規定されている。欧州市民権(Citizenship of the Union / La citoyenneté de l'Union(連合市民権))は1992年マーストリヒト条約によって導入されたわけだが、これを改正した1997年アムステルダム条約以降は各国の国籍と市民権の関係については上記のような規定がほぼ一貫して維持されている<sup>33,34</sup>。

EUに加盟する各国の国籍を有していることが、欧州市民権を有することの条件である。個人は、加盟各国の国民としての属性を持ち、同時にその個人は欧州市民としての属性を持つ。二つの属性は、互いに排除しあったり、取り替わったりすることはない。

そして欧州市民権と各国の国籍の関係について、諸加盟国に所属する個人の属性に関しては国籍(nationality / nationalité)という文言が、そして欧州市民としての属性に関しては市民権(citizenship / citoyenneté)という文言がそれぞれ用いられるわけだが、この違いは重要である。そもそも国籍とはある国家の成員として認められる資格であり、ある国への帰属状態を表すが、それに対して市民権とはある国家において基本権(基本的人権)を保障されつつ政治に参加することが可能になる資格のことであり、文字通りの権利である。日本やフランスにおいては国籍と市民権は一体のものであり、政治参加のための権利である市民権を持つためには、国籍を取得しなければならない。しかし国によっては国籍と市民権は分離しており、市民権を有しているからといってその国の国籍を有しているとは限らない<sup>35</sup>。

EUにおいては、諸加盟国の国籍を有することが欧州市民権を有するための資格となるが、まさに諸加盟国に所属していることが、欧州政治へ参加するための資格となるわけである。逆に欧州に所属するということはない。つまり単一の欧州国民という属性は存在しない。

EUは、このような欧州市民権を付与された欧州市民という法的・政治的ステータスが存在し、彼らが法的・政治的権利を享受、そして、行使することで、法的・政治的領域となる。しかしEUは依然として主権国家ではない。

ところで主権の定義についてはジャン・ボダン (Jean Bodin) の理論が有名であるが、主権とは国家の絶対的かつ永続的権力であると定義され得る。これは近世の国家が皇帝及び教皇が保持する普遍的権威 (中世的・キリスト教権威) に対抗しつつ、そこから自立するための自己主張であった。さらに近世の国家は、領域内に対しては、様々な所属 (身分・地域・宗教・民族) の差異を超えた、国家の超越性を主張していた。しかし現代、EUレベルでの決定が諸加盟国の国民生活を縛り付けるようになってきている。EU法が各国の主権者 (人民) の憲法制定権力によって生み出されたはずの憲法に改正を迫るという事実を前にして、諸加盟国の主権の単一不可分性を標榜するなら、まさに事実問題を隠蔽していることに他ならず、そのように行われる諸加盟国の憲法改正自体がある種のヤミの行為であると言える。しかしそれでもなお本論文は、「諸国民国家の連邦」という形態に対して指摘される矛盾や主権を巡る問題を理解した上で、来るべき「欧州連邦」の政治的実態を文論的に意義有るものとして観察していきたい。

## 4 法的・政治的領域としての「欧州連邦」

### 4.1 連邦の定義の再考

国民国家の歴史を振り返るとそこには多くの負の側面がある。しかし国家に宗教権力を抑制し宗教対立を整序する役割、または経済権力を抑制し経済分野での規制と介入を引き受ける役割など、多くの役割が期待されてきたこともまた紛れもない事実である。国家とは人類にとって「合理的な形成物」であったわけだが、このような国家が解体されることによって国家の役割が放棄されたなら、やがて宗教権力や経済権力が「新しい封建制」を展開する可能性はないだろうか。また「文化的」な所属によって形成されるグループ、すなわち「中間集団<sup>36)</sup>」が権力を得て、個人を圧迫する状況が生まれる可能性は

ないだろうか。

さらに国家を超越した巨大な規模の権力を作ることが人類にとって望ましいことなのかどうか。欧州の諸国民国家を解体して全欧州規模の権力を創り出すというような伝統的な連邦論は、実は集権化と官僚制の肥大化を引き起こすものなのではないのかという疑問。連邦論においては国民国家から「地域」への分権を実施するという側面がしばしば強調される。しかしこれを歴史的経過の中で考えてみたい。国民国家の成立は、古代及び中世世界から近代世界への転換を表す一つの事象であるが、ローマ帝国以来受け継がれてきた帝国の単一の主権を揺るがし分割したという意味を持つ。この意味で欧州統合によって欧州規模の権力を創り出すという動きは、人類が歴史の教訓から現在志向している分権化に反している。事実今なおブリュッセルの官僚機構の肥大化は懸念されている。先に紹介したシュナペールも指摘しているが、国家が過度に強くなった場合、国民は国家に「呑み込まれる」かもしれない。諸国家間、諸勢力間の権力分立という考え方を簡単に棚上げしてしまっただけではなれない。国家の原理には今なお期待されるものが大きい<sup>37)</sup>。

公法学者樋口陽一は、フランスの公法学者オリヴィエ・ポー (Olivier Beaud) が、EUを法哲学的観点から現実に即して観察することを可能にする概念として、カール・シュミット (Carl Schmitt) による「連邦」の考え方を援用しようとしていることに注目している<sup>38)</sup>。シュミットの考える「連邦」を見直すと<sup>39)</sup>、「連邦」とその構成国の両方が「政治的実存」でなければならず、「連邦」と構成国の間に抗争の可能性が常に残されている。そしてその抗争の可能性は事実問題として片付いている。シュミットによれば、彼が目にする合衆国やドイツの連邦制はすでに「連邦」ではなく、連邦国家的性格を保持することを望んでいるから連邦国家と呼ばれるにすぎない。つまり連邦というものは諸国家が互いに共通する基盤<sup>40)</sup>の上で連合することで構成され、従って連邦は諸国家の共通の目標を達成することに専心し、諸国家はそれぞれの目標を達成することに専心する。一方が一方へ従属してはならない。

ポーはこのようなシュミットの議論を受けて、われわれがすでに知っている連邦を *État fédéral* (連邦国家) と表現、連合は旧来と変わらず *Confédération* と表現、そして、その二つの捉え方では捉え切れない中間的な概念としてのシュミットの「連邦」を *Fédération* と表現している<sup>41</sup>。

ではポーがシュミットの理論から援用している *Fédération* において連邦と構成国の関係はどのようにあるべきだろうか。ドイツの公法学者ウルリヒ・プロイス (Ulrich Preuss) は、民族や文化の共通性によって構築された国民概念、つまりドイツの「フォルク」に基づくネーションを、国家たる State から切り離そうと試み、「ネーションなき国家 (State without Nation)」という考え方を提示した。

そもそも国民理念にはフランス型「ナシオン」とドイツ型「フォルク」があるように、国家毎、そして立場毎によってその捉え方は異なる。しかし本論においては先に指摘した通り、「フォルク」型国民理念に則って国家がエトノスによって構築されているとし、「血」の一体性を持つ民族を単位として政治的権利を付与するなら、多民族の共存を許すどころか、「分離主義」を徹底させてしまうことになりかねない。

こうしてスイスの公法学者トーマス・フライナー (Thomas Fleiner) は、ネーションの定義の合理的編成を諦め、マックス・ヴェーバー (Max Weber) が「合法的暴力の領域的独占を本質とするもの」と呼んだ State へ焦点を合わせようとする。彼はネーションと State を別次元に位置付け、ネーションと State の切り離しを行うことで、プロイスによる「ネーションなき国家」の追求を試みる。こうして民族が政治的権利を求めて起こす紛争の危険性が将来にわたって抑制され、諸民族の共生が図られるであろう。

そして、ここでシュミットによる「連邦」の考え方が大きな示唆を与えてくれる。欧州統合によって構築される欧州の領域は、公的結合たる国家、すなわち State であり、ネーションからは切り離されなければならない。シュミットの「連邦」における「二つの実存が抗争する」という考え方を援用するなら、「欧州連邦」においては「人為的」な所産である State と、文化、民族、習俗等の「文化的」な所属

に基づいて形成されるネーションの抗争がなくてはならない。こうして State とネーションを別次元に位置付けることができよう。そして、一方が人権や価値を保持する役割を、もう一方が文化的多元性を確保する役割を果たすのである。

公的結合体としての EU と文化的役割を保持する下位の構成国 (国民国家) の役割分担と分離・並立関係によって、文化的多元性の確保が目指され、「バルカン化 (balkanisation)」の危険性が抑止される。このような「連邦」の捉え方の転換によって、法的・政治的領域としての EU の姿がより明確になろう。さらに言えば、実は欧州統合の将来像は国民国家の完全なる否定なのではなく、市民という法的・政治的ステータス (普遍主義的) と自然の所与 (特殊主義的) の分離というフランス型国民国家の論理 (フランス的「ナシオン」理念) を徹底した先に見えてくるのである。

#### 4.2 「連邦」への主権委譲—普遍的基本権の保障—

連邦概念の転換によって理論的な意味でも EU の法的・政治的領域たる性格が明確になるわけだが、この EU の法的構造の中で欧州市民権と諸加盟国の国籍を保持する諸個人に保障される権利についての規定、すなわち欧州市民の基本権規定については長らく不十分なままであった。

「欧州司法裁判所 (Court of Justice of the European Communities / La Cour de justice des Communautés européennes)」は EC 内の個人の基本権を巡る問題について何らかの判断を下す場合には 1950 年に「欧州評議会 (Council of Europe / Le Conseil de l'Europe)」にて決議された「欧州人権条約 (Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms / La Convention de sauvegarde des droits de l'homme et des libertés fondamentales)」を基本権規定として参照してきた<sup>42</sup>。こうしてマーストリヒト条約においては市民の基本権規定として「欧州人権条約」に示された意味での「基本権」を「尊重する (respect / respecte)」と盛り込まれた (第 F 条)。EU が実行可能な法的・行政的施策は徐々に拡充され、例えばアムステルダム条約では「国家元首もしくは政府首脳

による理事会が加盟国による重大で継続的な違反があるかどうかを確認することができ、違反したと見なされた加盟国の投票権等を凍結することができる」という具体的な制裁措置が盛り込まれた(第7条)。そしてようやく2000年の「欧州基本権憲章(Charter of Fundamental Rights of the European Union / La Charte des droits fondamentaux de l'Union européenne)」の策定によって、EUは独自の基本権規定を保持することとなった<sup>43</sup>。

欧州市民権の誕生により、主権国家のレベルにおいては国籍に付随しているべき市民権が、EUにおいては国籍から切り離された状態におかれつつ、法的・政治的権利としてその市民に等しく認められるようになった。しかし、そもそも基本的人権等の基本権が自然権かつ普遍的権利として国家や社会を超えて万人に等しく認められるものであるというイマヌエル・カント(Immanuel Kant)流のコスモポリタニズムの考え方に立てば、欧州市民権というものはそのような基本権を少なくともEU域内においては法的・政治的に確実に保障していこうという一種の言説であると考えられる。すなわち欧州市民権の規定は欧州独自の特殊なものではなく、普遍的市民権が想定されることによって初めて担保される<sup>44</sup>。マーストリヒト条約ではEUの目的について「欧州市民権を導入することにより加盟国の国民の諸権利と諸利益の保護を強化すること」(第B条3項)と規定されたわけだが、EUが諸加盟国を頭越しにしてEU域内の諸個人に対して普遍的な基本権を保障するべく諸加盟国より一部の主権を委譲されることは全く問題ではなく、かくしてEUと諸国民国家との間における主権分割は正統化され得るだろう。主権の絶対性が普遍的な基本権の保障という問題を前にして突き崩されているという実態を欧州統合のパラダイムの中では十分に確認することが可能だ<sup>45 46</sup>。

それでもなおEUは国家ではない。しかしEUが、単なる連盟(league)や連合(union)というレベルを超えて、諸加盟国が共通の法を批准し遵守することによって成立しているという意味で、「法治国家(Etat de droit)」になったのであり、さらに言えば「コスモポリタニズム的法治国家(Etat de droit cosmopolitique)」

と呼び得る存在なのではないか、と指摘するのがブリュッセル自由大学の政治哲学教授ジャン＝マルク・フェリー(Jean-Marc Ferry)である<sup>47</sup>。

確かにEUの法的構造に注目すると、それが二つの重要な要素から成り立っていることが理解できる。EUの法的構造を構成する第一の要素は、諸個人の諸権利を規定する法である。法主体は諸個人であり、その法は国内法である。第二の要素は諸国家の諸権利を規定する法である。この場合、法主体は諸国家であるから、その法は国際法である。EUは諸個人の諸権利と諸国家の諸権利が競合する法的構造を持っている。つまりこれは国内法と国際法のジレンマである。

またEUにおける諸個人は、国内法の領域で個人の権利が主張されるから、当然自らの権利を守ることができる。さらに個人は自らの権利を守るために、極端な場合は、普遍的な基本権を与えられた個人として自らが所属する国家を訴えることができる。だからこそ個人の権利を保障するために諸国家を超えた欧州司法裁判所のような欧州諸司法機関(les tribunaux européens)が存在するのである。こうしてEUは少なくともその域内においては市民に対して基本権を法的・政治的に保障するための諸政策を遂行することが可能なのである<sup>48</sup>。

## 5 結語

統合の深化・拡大によるEUのある意味での連邦化の動きというものは、国民国家の時代と断絶した先に見られるものではなく、市民という法的・政治的ステータス(普遍主義的)を自然の所与として見なされ得る文化的所属(特殊主義的)から切り離すというフランス的「ナシオン」理念(普遍主義的理念)を徹底した先に見られるのであろう。それは国民国家の歴史が抱えてきた諸問題を黙殺するのではなく、それらの解決を図りつつ、EU域内において確実に人権の保障や文化的多元性の確保、そして民族対立の抑止を完遂していくことであって、実は欧州市民達は近代世界の誕生以降続いてきたパラダイムの上に立っているのだ。

それならば国境を越え主権を超え、普遍的な基本権

を保障するためにやがては世界連邦が創設されるべきなのかと言え、現代の世界情勢を考えれば全くの夢物語であることは一目瞭然である。しかし欧州統合の精神が周辺の地域や国家に広がり、そこにおいて確実に民主化が図られていくというような、前衛的な役割が EU にはまず期待されているように思われる。

最後に憲法条約の行方について若干の見解を述べたいと思う。「欧州連邦」の形態については、連邦でもなく連合でもない連邦論と連合論の折衷形態、言い換えれば連邦論と連合論の連合形態が、現時点における一つの着地点であるにしても、実際に憲法条約が全加盟国において批准され施行されるに至った後においては、あくまでも時間の経過とともに変容していく可能性を持つ過渡的形態ではあろう。

もちろんフランス及びオランダでの批准反対という結果によって、批准作業が完全に滞ってしまっている状況ではあるが、私見を述べればあの批准反対という事件は欧州統合の深化・拡大を一時的に混乱させる要因にはなったが、長期的に見れば全く重大な問題ではない。

戦後以来欧州は長い時間をかけて諸条約を策定し、さらにはそれら EC 法、EU 法の各国の国内法に対する優位性を確保し、統合の深化・拡大を図ってきた。その中でより EU の民主化を進めるために、2004 年に憲法条約が策定されたわけだが、これまでの統合の歴史を振り返ればたとえ憲法条約が施行されなくても、そこに盛り込まれた精神や原則というものは、着実に実際の政策のレベルにおいて反映されていくと考えられる。まさに、議論を尽くして漸進的にでも一致点を見出していくことが欧州統合のプロセスであったのだ。

歴史を振り返ればフランス的「ナシオン」理念を支える諸原則、例えば「人権宣言」が、政治的に反映されていくのにも長期の時間が必要であった。憲法条約やそれまでの諸条約、諸憲章に示された精神や原則もまた漸進的に、しかし着実に達成されていくに違いない。

## 注

- 1 カール・ラーマース (Karl Lammer), ヴォルフガング・ショイブレ (Wolfgang Schäuble) の二名
- 2 CDU/CSU-Fraktion des Deutschen Bundestages, Überlegungen zur europäischen Politik, 1 September 1994
- 3 フランス語版では "une enveloppe vide".
- 4 CDU/CSU 提案の要点は次の通りである。① 2000 年頃までに EU の東方拡大を実現する、② 1999 年頃までに通貨統合を実現する、③ 仏独及びベネルクス 3 国で「欧州中核」を形成する (原加盟国であるイタリアは当然反発した)、④ 欧州市民の公選によって組織される欧州議会を「第一院」とし、諸国家の首脳から構成される欧州理事会を「第二院」とし、さらに欧州委員会はいわゆる欧州政府となり、かくして「欧州中核」は主権を持つ連邦となる。まさに CDU/CSU 提案とは連邦制的欧州国家を構築すべきと言う提案であった。CDU/CSU 提案を巡る問題については宮本、2002: pp.53-79 に詳しい。
- 5 "une lettre recommandée adressée aux Français"
- 6 「欧州中核」の中でも仏独こそが「中核の中核」を形成するべきと CDU/CSU は主張する。しかし「中核の中核」は仏独のみであっても、「中核」の構成は可変的であり、イタリアやスペイン、そして英国は条件さえ満たせば「中核」になり得る。
- 7 Vovelle, 2001: p.172
- 8 *Le monde*, 21 decembre, 1994. Chevènement による寄稿記事 ("A l'Allemagne, parlons franc") より。
- 9 坂井、保坂、1996 による簡潔な解説を参考にされたし。ドイツの面積に匹敵する「大国」は 7 カ国 (イギリス、フランス等)、逆に全く小さな「ミニ国家」(モナコ、サンマリノ等) は 6 カ国、そしてこの 13 カ国以外の残された過半数の国家の面積に視点を移すと、その規模はドイツの「ラント」とほぼ同レベルであり、「大国」を「地域」に分割することを視野に入れて欧州全てをほぼ同一面積の地方行政単位:「州」に整理し直そうとすると、ドイツの「ラント」こそ、未来の連邦制的欧州の地方行政単位として、モデル的性格を与え得る存在となる。
- 10 Winock, 1997: p.11
- 11 Chevènement, 1996: p.203
- 12 1980 年代にいわゆる「イスラムヴェール事件」によってフランス的「ナシオン」理念が問い直されたとき、現代フランスを代表する哲学者アラン・ルノー (Alain Renaut) はフランス型「ナシオン」とドイツ型「フォルク」という対立軸を乗り越える国民理念を模索する必要性を訴えていた。これにはフランス的ナシオン理念の再定義が必要であることは言うまでもなく、従ってシュナペールの真意は多大なものがあった。
- 13 一般的には「人権宣言」と呼ばれている。しかし、「人及び市民の…」と「市民」という文言が含まれていることが何よりも重要である。
- 14 Schnapper, 1994 を参照した。またシュナペールの考え方については、北川忠明による的確な解説論文がある (北川、2001)。
- 15 シュナペールは冷戦後のバルカンにおいて民族浄化などの悲劇が繰り返されたのは、民族を超える国民、つまりは市民の共同体のような国家が建設されなかったからだと強調している。
- 16 Fichte, 1933. 邦語ではフィヒテ、1997 を確認。仏語では Renaut, 1992 が有益であった。
- 17 ロマン主義的思潮以降のドイツにおける国民理念の形成過程についてはフィンケルクロート、1988 を参照されたし。
- 18 Todd, 1994: p.230
- 19 そもそもフィヒテはカント哲学の継承者である。そもそも彼らの考え方は血統主義とは相容れないものであろう。ただフィヒテの『ドイツ国民に告ぐ』という教育論の内容が (誤読され) ロマン主義以降のドイツ的「フォルク」の定義付けに一役買ったことは紛れもない事実である。
- 20 フィッシャー提案についてはドイツ連邦外務省 HP にて確認できる。"From Confederacy to Federation Thoughts on the finality of European integration," Speech by Joschka Fischer at the Humboldt University in Berlin, 12 May 2000, <http://www.auswaertiges-amt.de/>。またフィッシャーの所属政党・緑の党 90 年連合の HP 上でも確認可能である。"Vom Staatenverbund zur Foederation - Gedanken ueber die Finalitaet der Europaeschen Integration" (Rede von Joschka Fischer in der Humboldt-Universitaet in Berlin am 12. Mai 2000), <http://www.gruene.de/>。
- 21 またフィッシャーは CDU/CSU 提案が原加盟国イタリアを「欧州中核」から排除したことを批判している。
- 22 フィッシャー提案の要点は以下の通りである。① 欧州と国民国家、それぞれの主権を「補完性の原理」によって分割する、② 欧州議会は二院制とし、第一院は諸加盟国に所属する議員によって構成され、第二院は構成国を選挙区として行う直接選挙で選ばれた議員で構成する、③ 閣僚理事会 (各国政府が欧州政府を構成) か欧州委員会 (直接選挙で選ぶ大統領制導入) を行政機関に発展させる、④ 主権分割に関しては憲法条約で規定する、⑤ 先行統合を行うのならば、ドロール提案のように EC 創立 6 ヶ国を「諸国民国家の連邦」として統合するか、もしくはシュミット元独首相とジスカール＝デスタン元仏大統領が想定したユーロ加盟 11 ヶ国による先行統合もあり得る、⑥ 中核グループ (centre de gravité) が憲法条約を締結する。中核グループは拡大に積極的でなくてはならない…なおフィッシャー提案についても宮本、2002: pp.221-270 に詳しい。
- 23 なおドロールは、ドイツの『デア・シュピーゲル (*Der Spiegel*)』誌 (*Der Spiegel*, 28 November 1994.) のインタビューにおいて La fédération des Etats-nationaux と表現し、後に行われたフランスの『ル・デバ (*Le débat*)』誌のインタビューでは、La fédération des nations (諸国民の連邦) と表現している。 (*Le Débat*, janvier-février. 1995.)
- 24 他に単一国家 (単一の中央政府を持つ国家)、同君連合 (二国以上が共通した一人の君主を戴く形態)、従属的国家結合 (保護国・被保護国の関係) などがある。
- 25 マーストリヒト条約第 B 条にて規定。またその意味は EC 設立条約 (Treaty establishing the European Community / Le traité instituant la Communauté européenne) 第 3b 条にて定義されている。
- 26 もちろん英国トニー・ブレア (Tony Blair) 首相からも統合論が示された。ブレア発言は EU の HP : <http://europa.eu.int/> 内の "Prime Minister's Speech to the Polish Stock Exchange, Warsaw, 6 October 2000" を参照。ブレアはこの提案の中で、「欧州は政治的経済的に Superpower であるが、Superstate ではない」と述べている。つまり、経済的分野で超国家的統合が進められても、政治的分野では主権国家の裁量は最大限確保されるべきだということだ。これは連邦と連合という対立軸で見れば連合という政府間主義的要素を可能な限り強めようという考え方である。英国から統合論が提示されるということ自体は画期的なことであり、ブレアの政治姿勢がいかなるものだったかがうかがい知ることができるが、このような欧州の超国家性の否定、国家連合的要素の強化という意味ではブレア提案は旧来の英国の考え方を踏襲したものだとも言える。
- 27 仏独首脳会談はエリゼ条約 40 周年を記念して開催されたものだが、ここで仏独両首脳は、フランス大統領の言葉を借りれば「意見対立から抜け出すために」互いの統合論、すなわちフランスの欧州評議会強化案 (国民国家連合的性格) とドイツの欧州委員会強化案 (欧州連邦的性格) を受け入れ合ったわけだ。仏独首脳会談での合意内容についてはフランス外務省 HP (<http://www.diplomatie.gouv.fr/>) にて確認することができるが、特にフランス大統領府 (エリゼ宮) HP で確認できる仏独両首脳会談の会見内容は参照されたし。 ([http://www.elysee.fr/elysee/elysee/fr/francais/interventions/conferences\\_et\\_points\\_de\\_presse/2003/janvier/point\\_de\\_presse\\_du\\_president\\_de\\_la\\_republique\\_et\\_du\\_chancelier\\_d\\_allemande](http://www.elysee.fr/elysee/elysee/fr/francais/interventions/conferences_et_points_de_presse/2003/janvier/point_de_presse_du_president_de_la_republique_et_du_chancelier_d_allemande).)

- 1831.html)
- 28 ラーケン宣言は <http://european-convention.eu.int/> に PDF ファイルで掲載されている。引用箇所は「欧州市民の期待するもの (The expectations of Europe's citizens / Les attentes du citoyen européen)」にある。
- 29 2004 年の憲法条約は我が国では欧州憲法と紹介されることが多いようだが、あくまでも憲法ではなくある種の疑似憲法、つまり公法学的には条約憲法とか国約憲法と呼ばれるものである。しかしフランスでは公的機関が憲法 (Constitution) と呼ぶ一方で、メディアにおいては「2004 年ローマ条約 (Traité de Rome)」と呼ばれることも多く、このことだけを見ても欧州統合の将来像の捉え方が立場によって千差万別であることが分かる。
- 30 憲法条約全文は現在は以下の URL で確認することができる。  
<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/JOhtml.do?uri=OJ:C:2004:310:SOM:fr:HTML>
- 31 1994 年 CDU/CSU 提案は、欧州議会を第一院、欧州理事会を第二院とし、欧州連邦的領域の国民国家領域に対する優越性を高めようとしたが、それとは逆に 2000 年フィッシャー提案では欧州議会が第二院とされ、さらに 2004 年憲法条約においては欧州理事会の欧州議会に対する優越性が確認される。
- 32 さらに言えば、欧州理事会議長はドイツ・イタリアの大統領選出方法に近い方法で選出され、フランスの大統領のように一定の権限を持つ存在であり、それに対して欧州委員長は議院内閣制の首相のような存在である。また、欧州理事会議長が外交・安全保障などの分野を担当しつつ対外的に EU を代表する元首的な扱いを受ける存在であるのに対し、欧州委員長が主として内政的分野を担当するという二者の役割分担は、フランスの大統領・首相の関係に類似している。例えばシラク大統領 (保守出身)・ジョスパン首相 (社会党) の第三次保革共存政権においては、両者は外交の場に揃って登場し、フランスの国益を二倍の力で主張した。この意味でも EU の新しいシステムが共通政策の実行を強めるだけでなく、国際政治における EU の存在を強化するものとなるかもしれない。
- 33 マーストリヒト条約では当初「連合市民権が設置される。加盟国の国籍を持つものが連合の市民となる」とのみ規定されていた (第 G 条内第 8 条 (EC 設立条約))。しかしアムステルダム条約に基づく EC 設立条約第 17 条 1 項において「連合の市民権は各国の市民権を補充し、そしてそれを排除しない」という文言が付け加えられて以来、現在の憲法条約にも見られるような市民権規定となった。
- 1992 年 6 月 2 日にデンマークの国民投票においてマーストリヒト条約の批准反対という結果が示され、同条約の発効が暗礁に乗り上げてしまった。この時英国が主導して EC とデンマークとの間でデンマーク国民が疑念を抱くマーストリヒト条約のいくつかの条項のデンマークに対する適用を除外するための合意が成立した (1992 年エディンバラ合意)。その一つが欧州市民権であり、エディンバラ合意のパート B 「デンマークと EU 条約」のセクション A において「市民権の規定は国家の市民権に置き換わらない」と記された。この合意の影響は大きく、アムステルダム条約ではデンマークとの合意内容が議定書の形で盛り込まれた上、先に示したような市民権規定が完成したのである。デンマークの特別条項は結果的には EU と国家の関係をより明確化することとなった。(エディンバラ合意については以下を参照されたし。  
(<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=DOC/92/8&format=HTML&aged=1&language=FR&guiLanguage=fr>)
- 34 現在 EU 法において欧州市民権によって保障されるものについては以下の通りである。①参政権：定住地における投票権と欧州議会選挙への参政権 (EC 設立条約第 19 条)、② EU 内の移動の自由 (同条約第 18 条)、③他の加盟国による外交的保護 (同条約第 20 条)、④欧州議会に対する請願 (同条約第 21 条 1 項 (同条約第 194 条に基づいて、とある))、⑤欧州議会が任命したオンブズマンに対する申し立て (同条約第 21 条 2 項 (オンブズマンについては同条約第 195 条) ……参政権についてさらに述べれば、例えばパリに住んでいたフランス人 A はドイツのフランクフルトに居住することになれば、そこの地方選挙の投票権 (居住地での投票権) を得ることになり、さらにその地にて欧州議会選挙に参加することができるようになる。
- 欧州市民に保障されるものの内容は拡大している。現在 EC 設立条約第 12 条では「国籍を理由にした差別を禁止する」旨が謳われているが、1997 年アムステルダム条約でその内容が拡大し、欧州評議会が性別や人種などに基づく差別を排除するための必要な措置を採ることが可能となった (EC 設立条約第 13 条にて規定)。
- 35 典型的な例は合衆国である。合衆国には合衆国国籍が存在しない。すなわち合衆国市民としての資格たる合衆国市民権 (Citizenship) によって合衆国市民の基本権が保障されている。そもそも合衆国においては州こそが国家なのである。この意味で独立から憲法制定を経て現在に至る合衆国の歴史は欧州統合の将来を検討する場合に有効な視座を与えてくれる。例えば Beaud, 2002 は合衆国市民権の国籍化を指摘している。
- 36 "corps intermediaries" 中間集団とは、国家と個人の間が存在する集団のことであり、社会的な絆を基に諸個人によって形成される。革命以降のフランスでは身分制度や商業ギルドなど、つまり中間集団を解体することで、個人を解放し、そして平等な市民 (= 自らの所与を超越した普遍的市民) を創り出すことが目指された。ここにはジャン＝ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau) の一般意志論の影響が強く、個人の人権を国家によって保障しようとする。この考え方に基けば国家こそが公共性を持つ唯一の機関なのである。
- 37 主権国家の成立に重要な意義を見出そうとする論者としては井上達夫がいる。井上によれば、中間集団が権力主体として分立割拠する中世的な権力分散システムが解体された後、中間集団という保護膜を剥がされ、巨大な国家に晒されることになった個人を保護する原理こそ人権であると同時に、国家こそが中間集団の社会的専制による封建的身分的桎梏から個人を解放する人権の擁護者であった。国家が狂信的な国家専制に墮する危険性を孕んでいるのは確かだけれども (そのような事態を防ぐために中間集団の存在はある程度は認められ得るだろう)、非公式の社会権力による差別や抑圧を統御し得る唯一の存在もまた国家なのである。これについての議論は井上, 2003。
- 38 樋口, 2002 を参照されたし。
- 39 詳しくは Schmitt, 1993。
- 40 共通する基盤とは Schmitt, 1993 の表現では Homogenität (同質性) となる。シュミットの連邦論では同質性の度合いこそが重要なのであるが、この同質性としては政治的原理の他に文化的な共通性 (民族や宗教……) なども想定される。いずれにせよ国民国家を超えて欧州の一体性が市民の中で強くなるという意味で同質性が深化していくことにシュミットの連邦の成否がかかっている。しかし同質化が進行し過ぎると、それによって諸国民の壁が取り払われ、結果的に合衆国のような「連邦的性質を望んでいる連邦国家」が形成されることにもなる。
- 41 Beaud, 1994 を参照されたし。
- 42 文字通り「参照する」のであり、法源としてきたわけではない。理論的にも法源には成り得ないのだから。
- 43 基本権憲章は、1999 年にローマン・ヘルツォーク (Roman Herzog) 元大統領を議長とした会議にて策定され、その後 2000 年のニース欧州理事会にて承認・決議された。
- 長らく EC/EU 独自の基本権憲章の必要性が主張されてきた。欧州評議会は EC/EU とは全くの別組織であり、国家連合であり法主体ではない EC/EU が欧州人権条約を批准す

るといのは理論的に不可能であった(条約の改正によってEC/EUが条約批准権限を保持するようになれば話は別だが)。もちろん欧州人権条約がそれを批准した欧州評議会加盟国の国内法を拘束するのなら、事実問題として欧州人権条約批准国によって構成されるEC/EUの行動もまた欧州人権条約によって拘束されると考えられなくはない。ただし、EC/EUと欧州評議会に優劣関係がない状態において、欧州人権条約の解釈を巡ってEC/EUの司法機関たる欧州司法裁判所と欧州評議会の司法機関たる欧州人権裁判所の判断が異なった場合は何をもって解決され得るだろうか。様々な法的問題を抱えて、ようやく2000年に至り欧州基本権憲章が策定された。基本権憲章には欧州人権条約に含まれていない権利も規定された。(例えば労働者の社会権や生命倫理の問題など)

もちろん基本権憲章が実際の政策上においてはまだまだ不十分であることは言うまでもない。例えばその第7章にてEU加盟国が基本権憲章を尊重すべき旨が記載されているが、尊重するとは文字通り尊重するという意味以上の意味を持たない。また決議時に基本権憲章をニース条約に盛り込むべきという主張も見られたが、英国等の反対によって結局基本権憲章はニース条約とは別個での決議となり、条約条文に成り得なかった。このようなことが重なり基本権憲章の法的拘束力は極めて弱いものとなった。

- 44 欧州評議会の例を挙げれば、欧州人権条約自体が国連という世界的レベルにおいて決議された世界人権宣言の内容を欧州という地域レベルにおいては確実に保障しているという思想の下で策定されたものだった。
- 45 この観点から言うと、国際政治というものは国家をベースとするのではなく、個人をベースにして成り立つものとして考えられなければならない。何かしらの人道的な罪を犯した個人や国家が国際法廷で裁かれるというシステムは、コスモポリタンのシステムである。コスモポリタニズムとは国家と個人の関係を考える時、極めて強く個人の存在に立脚した考え方であると言える。
- 46 フランスの哲学者アラン・フィンケルクロート(Alain Finkielkraut)はラジオ番組で、チリのピノチェト元大統領の逮捕などの問題を通して、人道(humanité)の名の下に国際社会が主権国家に介入する事実を見、かくして普遍的な基本権の前に主権の絶対性が世界レベルで揺らぎつつあるのではないかと指摘している。(Finkielkraut, 2001で文字に起こされている。)
- 47 Ferry, 2000を参照されたし。なおフェリーはかのハーバースの弟子にあたる。
- 48 コスモポリタンという言葉は古代ギリシャ以来存在するが、欧州統合と普遍的市民権の保障という議論を理解しようとする時、カントの平和論は重要である。カントは国家や国民を超えた世界市民(世界公民)Weltbürgerという理念によって国際平和秩序を構想した。諸国家が法に従う共和制に移行し、さらにそれら諸国家の上に国際組織を創設することを提案した。この場合、必ずしも諸国家の存在が消滅するわけではないから(「諸民族合一国家」の存在をカントは否定している)、世界には世界市民と諸国民が併存している状況が生じているだろう。現代の欧州統合で見られるような、国際法と国内法のジレンマという状況が存在する。論者の中にはカントのいう国際機関を現在の国連に準える人もいるが、カントのいう国際機関の方が国連よりもはるかに与えられる権限、そして担う役割が大きい。カントの平和論はカント、1985を参照されたし。

## 参考文献

井上 達夫『普遍の再生』、岩波書店、2003年。  
石川 明・櫻井 雅夫編『EUの法的課題』、慶應義塾出版会、1999年。

カント、イマヌエル、宇都宮芳明訳『永遠平和のために』、岩波文庫、1985年。(原書初版は1795年)

北川 忠明「フランス共和派の「ナシオンの政治社会学」、『政策科学』(8-3)、立命館大学政策科学部紀要、2001年2月、pp.97-112。

坂井 栄八郎・保坂 一夫『ヨーロッパ=ドイツへの道』、東京大学出版会、1996年。

清水 嘉治・石井 伸一『新EU論 欧州社会経済の発展と展望』、新評論、2001年。

田中 俊郎・庄司 克宏『EUと市民』、慶應義塾大学出版会、2005年。

西川 長夫「欧州統合と国民国家の行方—共和主義的反動について」、三浦 信孝編『普遍性か差異か—共和主義の臨界、フランス』、藤原書店、2002年、pp.111-138。

辻村 みよ子『人権の普遍性と歴史性』、創文社、1992年。

樋口 陽一『憲法 近代知の復権へ』、東京大学出版会、2002年。

フィヒテ、ヨハンゴットリープ著、鶴飼 哲他訳『ドイツ国民につぐ』、『国民とは何か』、インスクリプト、1997年。

フィンケルクロート、アラン著、西谷 修訳『思考の敗北または文化のパラドックス』、河出書房新社、1988年。

ヒーター、デレック著、田中 俊郎・関根 政美訳『市民権とは何か』、岩波書店、2002年。

堀 茂樹「問われているもの—フランスの現在—①~⑫」、『ふらんす』(第70巻第4号~第71号第3号)、白水社、1996年4月-1996年3月、月号平均8頁。

宮島 喬・羽場 久泥子編『ヨーロッパ統合のゆくえ—民族・地域・国家』、人文書院、2001年。

宮本 光雄『国民国家と国家連邦 欧州国際統合の将来』、国際書院、2002年。

安江 則子『ヨーロッパ市民権の誕生 マーストリヒトからの出発』、丸善、1992年。

Anderson, Benedict, *Imagined Communities : reflections on the origin and spread of nationalism*, London, New York, Verso, 1991.

Beaud, Olivier, *La puissance de l'Etat*, Paris, PUF, 1994.

Beaud, Olivier, "The question of nationality within a federation: a neglected issue in nationality law", *Dual nationality, social rights and federal citizenship in the US and Europe : the reinvention of citizenship*, New York, Berghahn Books, 2002.

Bodin, Jean, *Les six livres de la Republique ; texte revu par Christiane Fremont, Marie-Dominique Couzinet, Henri Rochais*, Paris, Fayard, 1986.

Chevènement, Jean-Pierre, *France-Allemagne, Parlons franc*, Paris, Plon, 1996.

Elissable, Bernard (dir.) *Géopolitique de l'Europe*, Paris, Nathan, 2005.

Ferry, Jean-Marc, *La question de l'État européen*, Paris, Gallimard, 2000.

Fichte, Johann Gottlieb, *Reden an die deutsche nation*, Leipzig, Reclam, 1933.

Fichte, Johann Gottlieb, *Discours à la nation allemande ; presentation, traduction et notes, Alain Renaud*, Paris, Imprimerie nationale, 1992.

Finkielkraut, Alain, "Le moral international entre la politique et le droit", *Réplique*, Paris, éditions du Tricone, 2001.

Kissinger, Henry, *Diplomacy*, New York, Simon & Schuster, 1994.

Schnapper, Dominique, *La communauté des citoyens, Sur l'idée moderne des nations*, Paris, Gallimard, 1994.

Schmitt, Carl, *Politische Theologie. Vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität*, München, Duncker & Humblot, 1979.

Schmitt, Carl, *Verfassungslehre*, Berlin, Duncker & Humblot, 1993.

Télo, Mario, Magnette Paul(dir.), *De Maastricht à Amsterdam L'Europe et son nouveau traité*, Bruxelles, Editions Complexe, 1998.

Todd, Emmanuel, *Le destin des immigrés : Assimilation et Ségrégation dans les démocraties occidentales*, Paris, Seuil, 1994.

Vovelle, Michel, *Les Jacobins : De Robespierre à Chevènement*, Paris, La Découverte/Poche, 2001.

Winock, Michel, *Parlez-moi de la France*, Paris, Éditions du seuil, 1997.

